

コミュニティファンドと東近江市版 SIB

公益財団法人東近江三方よし基金 常務理事 山口 美知子

東近江三方よし基金は、各種行政計画に位置付けられているにもかかわらず、その基本財産は市民の寄附によって調達されたいわゆるコミュニティ財団である。その役割は、①地域外から資金を獲得する、②流出する資金を減らす、③地域内の資金を循環する、という3つに要約される。そのため、寄附を財源とした助成制度だけでなく、金融機関と連携した融資制度の検討や金融会社と連携した社会的投資の推進に取り組んでいる。その中でも、行政の補助金改革と地域における社会的投資の普及を目的として始まったのが東近江市版 SIB である。この仕組みによって、社会的事業者は出資者という応援団を得ることができ、出資者は地域課題に気づき取組に共感することで当事者化していく効果がある。このような効果をローカルインパクトとして評価し見える化する役割は当基金で重要と考える。また、今後このような地域に根差した取組を応援する仕組みとして市域のコミュニティファンドの創設を進めるまちは増えていくと考える。

1 はじめに

(1) コミュニティファンドの創設

東近江市におけるコミュニティファンドの必要性は、過去何度か議論され、いくつかの行政計画に明記されている。2014年に策定された東近江市市民協働推進計画では、地域の公益活動を支える基盤として「市民ファンド」という言葉が登場する。2017年に策定された第2次東近江市環境基本計画では、自然資本・人的資本・人工資本・社会関係資本という地域資源をつなぐ仕組みとして「東近江三方よし基金」が明記されている。2020年に

策定された第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「志のある資金を活用した資金循環の仕組みづくり」というストーリーが示され、資金循環の具体策が示された。このように、行政施策でその必要性が示されたものでありながら、公益財団法人東近江三方よし基金（以下、当基金という。）の基本財産が市からの拠出金ではなく、市民からの寄附で調達されたことはコミュニティファンドの重要な特徴である。当基金も参加する全国コミュニティ財団協会では、コミュニティ財団とは、『地域を単位とする組織とし

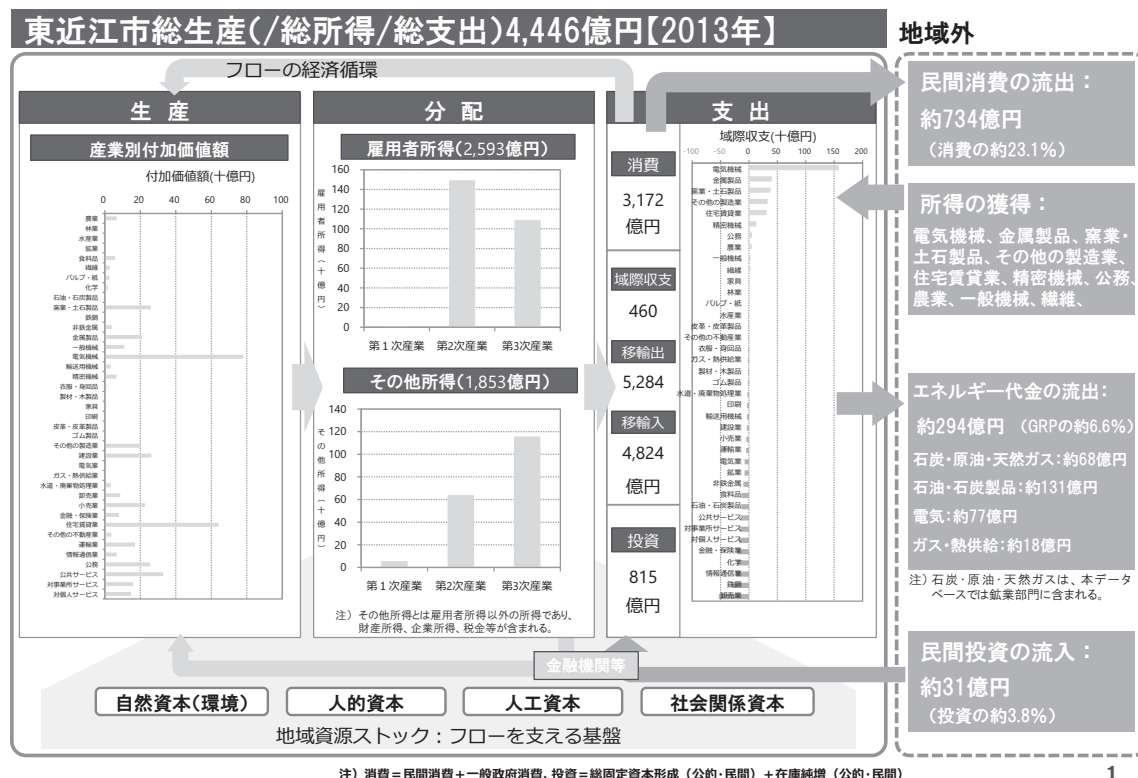
での「地域性」と特定の企業や個人、行政機関などが設立（企業財団やプライベート財団、外郭組織）したものではない市民立の組織であること』を大切にすると定義している。あくまで、コミュニティ財団は市民がその必要性を理解し、行政がそれをバックアップするという関係で成り立つことを関係者が理解するところからはじまる。当基金は、設立当初市職員が運営事務の一部を担い、事務局も市役所内に設置された。現在は、近江鉄道八日市駅近くの古民家に事務所を置き、東近江市と市民が協働で基金を運営していることは当基金の特徴である。

（２）東近江三方よし基金の役割

環境省が提供している地域経済循環分析の

ツールを活用し、東近江市の資金の流れを調べたところ、2013年度の付加価値総生産額は4,446億円、そのうち市外で消費される金額が約734億円、エネルギー代金として市外へ支払われる金額が約294億円であり、毎年市外へ流出している金額が約1,000億円を超えることがわかった（図1）。また、相続や地域金融機関の預貸率の低下なども地域経済にとってマイナスの要素となっている可能性が示された。そこで当基金では、①地域外から資金を獲得する、②流出する資金を減らす、③地域内の資金を循環する、という3つの役割を地域で担うことをミッションと考えている（図2）。一つ目は、寄附や投資、休眠預金などの民間資金に加え、国や県の公的資金も含めて市外から市内に資金を取り込む機能で

図1 地域経済循環分析



出典：環境省「地域経済循環分析自動作成ツール」を使用し（公財）東近江三方よし基金作成
<http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

図2 資金循環に係る東近江三方よし基金の役割



出典：（公財）東近江三方よし基金

ある。二つ目は、前述のような市域からの資金の流出を減らすため、それに貢献する取組を支援することである。三つ目は、市内に存在する資金がどこかにとどまることなく、市内で使われ続ける仕組みの構築である。それらを実現するため、当基金では寄附を活用した助成金の仕組みづくり、地域金融機関と連携した融資制度の検討、社会的投資の推進などに取り組むとともに、厚生労働省、国交省、環境省などの実証事業に取り組んできた。

2 東近江市版 SIB という仕組み

（1）東近江市版 SIB の特徴

SIB（ソーシャルインパクトボンド）は、イギリスで始まり、日本でも少しずつ導入が進んでいる。その具体的な解説は他に譲るとして、ここでは東近江市版 SIB の特徴を述べる。当基金の設立と同時にスタートしたこの仕組みは、行政の補助金改革と地域における社会的投資の普及を目的として始まった。従来の行政が行う補助金事務では、補助金の交付決定後事業が実施され、実績報告書の提出後、具体的なお金の使い方（支出項目や証拠書類の日付など）を行政がチェックした後、補助金が支払われるという流れが一般的で

あり、そこには、市民の関わりが少なく関心の広まりが少ない。それに比べて、東近江市版 SIB 事業では、補助金採択団体が決定された時点で、年度末に到達すべき成果目標を専門家や行政、事業者が出席する場を設け決定し、その後、成果目標の達成を条件に償還される出資（コミュニティファンド）の募集を行い、出資金を採択団体に支払い、事業が実施される。事業完了後は、成果目標の達成評価を行い、達成している場合は、行政が予算化している交付金を受け出資者に償還するという仕組みである。その中で特徴的なのが、事業が実施される過程で、出資者が採択団体と交流する場も設け、事業の成功や成果目標の達成に向け一丸となって応援することとなる。なぜなら、成果目標が達成されなければ、行政から中間支援組織である当基金に交付金として支払われることは無く、出資者の手元に原資を含めて償還されることがないという仕組みであるとともに、出資するという意思決定をした市民にとって、採択団体の取組は地域に必要であると共感した内容であり、心から成功を祈るものであるからだ。この点で、東近江市版 SIB は、海外の事例とも一般的な補助金とも異なる仕組みとして東近

江市に生まれたものである。

（２）中間支援組織の役割

東近江市版 SIB の仕組みにおいて当基金は、中間支援組織として仕組み全体のコーディネート、成果目標の設定と評価に関する業務を担う。出資の募集は、社会的投資に特化し、第二種金融商品取引業の登録を持つプラスソーシャルインベストメント株式会社が担う。これらの役割をそれぞれが認識し、協働によりこの仕組みを実現するため、東近江市と当基金、プラスソーシャルインベストメント株式会社の三者は「社会的事業への資金調達支援に関する協働協定書」を締結している。

当基金がこれまで関わってきた東近江市版 SIB 事業は 17 事業に上る。そのテーマは、地域課題を解決するコミュニティビジネスのスタートアップ支援や子どもの居場所づくり、空き家を活用したまちづくり事業、中間的就労の場の提供など地域課題に根差した事業が多く、言い換えれば、地域に根差したコミュニティファンドである当基金が中間支援を担うことにより、公的機関のニーズと地域の取組をつなぐことが可能であったと考えられる。これまで取り組んだ事業のうち 2 つの事例を次に紹介する。

3 東近江市版 SIB の対象事例

（１）クミノ工房～クミノプロジェクト～

東近江市版 SIB が始まった 2016 年度に東近江市の「コミュニティビジネススタートアップ支援事業」に採択された取組である（写真 1、2）。地域の若者が創業し提案した内容は、地域の森林林業が抱える課題の解決

写真 1 クミノプロジェクト①



出典：（公財）東近江三方よし基金

写真 2 クミノプロジェクト②



出典：（公財）東近江三方よし基金

と子どもの木育の推進を実現するため、地域の木材を活用した木製玩具を製造販売するというプロジェクトだ。補助金採択額である 50 万円（一口 2 万円）の出資募集に対して 17 人（法人 1 件含む）から応募があった。起業したばかりで、地域に知り合いの少なかった事業者にとって、17 人の出資者の存在は事業を実施する上で大きな心の支えになっただけでなく、パッケージデザインや営業先に至るまで良きアドバイザーともなった。成果目標は、

- ・マーケティング作業を通じ販売先について具体的な計画ができています。
- ・商品パッケージに関して具体的な展開が決まっている。
- ・森林組合がビジネスパートナーになっている。

上記3項目を設定し、年度末にはその目標をすべて達成されたことから、出資者には元本と1%の利子を償還している。出資者がそれ以降も事業者の応援団であり続けていることは言うまでもなく、事業継続に大きな影響を与え続けている。

(2) 東近江市社会福祉協議会～地域で育む子どもの居場所づくり～

2018年度に厚生労働省の「保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」を当基金が受託し実施した東近江市版 SIB 事業である。制度の縦割りを超えた地域共生社会づくりを進める上で地域の課題となっていた、子どもの居場所づくりをテーマにした取組である。当時、市内では子ども食堂が複数創設されているにもかかわらず、公共施設の利用を断られる、気になる子どもがいても専門部署とつながっていないなどその取組への理解は十分とは言えなかった。東近江市社会福祉協議会が市内の子ども食堂運営者らの取組にフォーカスし、その成果や地域に与えるインパクトを見える化することでそれらの課題解決を図ることを目的とし実施した。助成金額である50万円(一口2万円)の出資募集に対して22人から応募があり、福祉事業に関わらない人の出資も少なくなかった。本事業の成果目標

は、数字では表しにくい質の変化を設定することに挑戦した。それらは以下のとおり。

- ・つながりの増加：関係者にアンケート調査し、事業実施前より知り合いや友人が増えている。
- ・団体の状態の変化：相談できる人が周りに増えている。
- ・地域の状態の変化：世代や障害・貧困の有無に関わらず、子どもの居場所が提供されていることを知っている人が増えている。

この3項目を設定し、事業者は、子ども食堂の運営者や参加している子ども・大人にアンケート調査を実施し、事業実施による質の変化を見える化することに成功した。年度末には、全て目標を達成し、評価委員会や事業報告会においてその効果の偉大さに関係者が感動するほどであった。子ども食堂の存在は、子どもに安心を与え、地域のつながりを強化することに貢献するとともに、それらを目の当たりにした事業者らのモチベーションを上げることに成功した。民間出資を組合せ、その成果を見える化する東近江市版 SIB の仕組みで実施したからこそその成果であった。

4 成果と課題

(1) 社会参加の多様化

地域社会において、社会参加の方法は自治会の清掃活動から NPO を組織化して社会的事業を行うまで様々なものが存在する。ローカルで聞こえてくる声には、「自治会活動だけでも大変だ。」というものも少なくない。つまり社会的事業を実施する主体に自分がない

ることへのハードルは決して低くない。しかし、当基金が存在することで寄附や投資というお金を使って社会的事業に参画することが可能となった。これまでも税金という形で間接的に地域を支えてきたことには間違いがないが、当基金のように市域でお金の流れが見える化されることでその役割を認識しやすいという効果があると思われる。その結果として、2019年度までに当基金の事業に集まった寄附総額は1,068万円（不動産を含む）、出資総額は1,213万円、国から実証事業などで調達した資金は3,600万円、休眠預金の地域プロジェクトを含む採択額は8,000万円となり、平成の大合併を経た人口11万人余りの東近江市において、これらの金額は決して小さいものではなく、それらが地域に根差した公益活動を支えていることは間違いない。

（2）ローカルインパクトの見える化

市民が社会的投資や寄附という行動を起こすには、地域課題や課題解決のための活動への共感が必須である。それらを生み出すためには、知る人ぞ知るような地域の課題を見える化し、その解決策にチャレンジしようとする活動をより多くの市民に伝えることが重要となる。またそれらを効果的に伝えるため、当基金では様々な公益活動が地域に及ぼす影響をローカルインパクトと表現し、それらを見える化することが重要であると考え。ローカルインパクトは、一般的にエビデンスと呼ばれる客観的データに基づく数値で示されるものだけではなく、地域で育む子どもの居場所づくりでチャレンジした質の変化のような定性的なものも含まれる。それらの評価

は、まだまだ始まったばかりであり、これからの経験の蓄積が望まれる。また、これらの効果を伝える力を当基金だけでなく事業者らが持つことも重要であり、それをサポートする機能も地域に求められる。

5 おわりに

最後に、東近江三方よし基金のような地域のコミュニティファンドが他地域に展開する可能性について触れておきたい。東近江市に当基金が誕生してから、県内外問わず多くの方が視察に訪れている。行政、議会、市民団体、民間企業など業種も様々だ。その中でも、市町単位で様々な業種の方々が一緒に視察に来られる場合、それをきっかけに当基金のようなコミュニティファンドの立上げを真剣に検討され、具体化されるケースが増えてきた。富山県南砺市の公益財団法人南砺幸せ未来基金や島根県雲南市の一般財団法人うなんコミュニティ財団はその具体例である。これまでのコミュニティファンドの多くが都道府県単位で創設されているのに比べて、近年のコミュニティファンド創設のニーズは市町単位である点で新しいと言える。しかし、長い日本の歴史をさかのぼると、自然災害や疫病という未曾有の危機を乗り越えるため、全国に生まれたのが「講」という資金融通の仕組みであり、それらが現在の金融機関や保険制度に発展してきた。今私たちは、再び人口減少や気候変動、そして新型コロナウイルスに代表される感染症という未曾有の課題に直面している。それらを乗り越えるためには、地域の課題を我が事としてとらえ、自らが解決の一端を担う覚悟を持った市民の存在

とそれを支えるお金の仕組みが自治の文脈の中で必要であると考えようになっても不思議ではない。そしてそれらは、顔の見える信頼関係の上に醸成されるものであるとすると、これまでより小さな単位で基金の創設が増えていくことは今後も続くと考えられる。その時地方自治体がどのような役割を果たすのか、地域自治における新たな協働の形が問われている。

＜参考文献＞

- 東近江市『東近江市市民協働推進計画』2014年、20頁
- 東近江市『第2次東近江市環境基本計画』2017年、52頁
- 東近江市『第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略』2020年、46頁
- ローカル SIB 調査研究・普及プロジェクト『SIB 自治体向け読本』2017年
- 株式会社ぎょうせい『ガバナンス』2017年6月号、38頁
- テツオ・ナジタ『相互扶助の経済』みすず書房、2015年、85頁
- 渕上清二『近江商人の金融活動と滋賀金融小史』サンライズ出版、2005年